

## 令和6年度 事業予定計画書

### 1 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

項目	共済目的等	農 作 物 共 済			
		組 合 員 数		水 稲	
		半 相 殺	全 相 殺	品 質	地域インテックス
区域内の概数	人 81,294	a 2,154,300			
前年度引受実績	56,941	1,132,900	145,382	0	1,530
本年度引受計画	56,941	1,020,513	181,974	222	110
本年度引受率	% 70.0	% 55.8			

項目	共済目的等	農 作 物 共 済			
		麦			
		半 相 殺	全 相 殺	災 害 収 入	地域インテックス
区域内の概数		a 40,000			
前年度引受実績	5,039	64	0	0	
本年度引受計画	4,525	585	0	0	
本年度引受率		% 12.8			

共済目的等 項目	家 畜 共 済							
	死 亡 廃 用 共 済							
	搾 乳 牛	育 成 乳 牛 (子牛等)	繁 殖 用 雌 牛	育 成・肥 育 牛 (子牛等)	育 成 ・ 肥 育 馬	種 豚	肉 豚	肉 用 種 種 雄 牛
区域内の概数	頭 5,820	頭 2,457	頭 4,688	頭 23,266	頭 0	頭 4,875	頭 36,313	頭 2
前 年 度 引 受 実 績	7,466	4,984 (407)	4,686	37,294 (4,680)	0	3,893	25,239	2
本 年 度 引 受 計 画	6,832	4,038 (330)	4,770	37,762 (4,740)	0	3,906	21,926	2
本 年 度 予 定 引 受 率	% 117.4	% 164.3	% 101.7	% 162.3	% -	% 80.1	% 60.4	% 100.0

共済目的等 項目	家 畜 共 済				
	疾 病 傷 害 共 済				
	乳 用 牛	肉 用 牛	一 般 馬	種 豚	肉 用 種 種 雄 牛
区域内の概数	頭 8,277	頭 27,954	頭 0	頭 4,875	頭 2
前 年 度 引 受 実 績	7,507	15,267	0	2,105	2
本 年 度 引 受 計 画	8,101	14,701	0	2,127	2
本 年 度 予 定 引 受 率	% 97.9	% 52.6	% -	% 43.6	% 100.0

共済目的等 項目	果 樹 共 済							
	収 穫 共 済							
	うんしゅうみかん			なつみかん	指定かんきつ			りんご
	半相殺	全相殺 減 収	災害収入	半相殺	半相殺	全相殺 減 収	災害収入	半相殺
区域内の概数	a 93,337			a 3,485	a 61,310			a 3,765
前 年 度 引 受 実 績	2,253	0	2,924	139	1,287	0	3,137	377
本 年 度 引 受 計 画	2,193	100	3,000	156	1,236	120	3,200	410
本 年 度 予 定 引 受 率	%			%	%			%
	5.7			4.5	7.4			10.9

共済目的等 項目	果 樹 共 済								
	収 穫 共 済			樹 体 共 済					
	ぶどう		なし	うんしゅう みかん	なつ みかん	指 定 かんきつ	りんご	ぶどう	なし
	半相殺	災害収入	半相殺						
区域内の概数	a 14,973		a 8,784	a 93,337	a 3,485	a 61,310	a 3,765	a 14,973	a 8,784
前 年 度 引 受 実 績	1,154	515	349	68	0	47	0	9	0
本 年 度 引 受 計 画	1,220	515	358	69	20	47	30	14	20
本 年 度 予 定 引 受 率	%		%	%	%	%	%	%	%
	11.6		4.1	0.1	0.6	0.1	0.8	0.1	0.2

項目	畑作物共済		
	大豆		
	半相殺	全相殺	地域 インデックス
区域内の概数	a 40,000		
前年度 引受実績	3,591	1,365	0
本年度 引受計画	3,274	1,684	0
本年度 予定引受率	% 12.4		

項目	園芸施設共済									
	ガラス室		プラスチックハウス							
	I類	II類	I類	II類	III類	IV類		V類	VI類	VII類
						甲	乙			
区域内の概数	棟 1	棟 48	棟 0	棟 7,568	棟 201	棟 312	棟 85	棟 62	棟 466	棟 3
前年度 引受実績	1	20	0	4,511	84	108	37	49	209	2
本年度 引受計画	1	20	0	4,614	91	134	40	49	239	2
本年度 予定引受率	% 100.0	% 41.7	% -	% 61.0	% 45.3	% 42.9	% 47.1	% 79.0	% 51.3	% 66.7

項目	共済目的等	
	任意	共済
	農家建物	農機具
区域内の概数	棟 130,000	台 81,100
前年度 引受実績	91,453	9,399
本年度 引受計画	91,700	9,480
本年度 予定引受率	% 70.5	% 11.7

(農業経営収入保険)

項目	経営体		
	収入	保	険
	個人	法人	合計
区域内の概数	件 5,979	件 561	件 6,540
前年度 引受実績	1,206	288	1,494
本年度 引受計画	1,294	306	1,600
本年度 予定引受率	% 21.6	% 54.5	% 24.5

2 農業共済事業の規模

(1) 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

共済目的等		項目		引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料 D	交付金又は 納入保険料 E=B-D	手持共済掛金	備 考
		本年度予定	前年度実績	総 額 A	国庫負担金 B		農家負担金 C						
農 作 物	水 稲	半 相 殺	1,020,513 a 41,448,809 kg	1,132,900 a 46,013,482 kg	千円 7,788,612	千円 131,325	千円 65,658	千円 65,667	千円 61	千円 65,597	千円 131,264		
		全 相 殺	181,974 a 7,759,562 kg	145,382 a 6,199,241 kg	1,541,433	34,016	17,007	17,009	11	16,996	34,005		
		品 質	222 a 10,015 kg	0 a 0 kg	1,923	47	24	23	1	23	46		
		地 域 インデックス	110 a 5,229 kg	1,530 a 72,737 kg	852	2	1	1	0	1	2		
		半 相 殺	4,525 a 70,719 kg	5,039 a 78,753 kg	1,118	19	9	10	0	9	19		
	麦	全 相 殺	585 a 6,489 kg	64 a 710 kg	419	10	5	5	0	5	10		
		災 害 収 入	0 a 0 kg	0 a 0 kg	0	0	0	0	0	0	0		
		地 域 インデックス	0 a 0 kg	0 a 0 kg	0	0	0	0	0	0	0		
		計	1,207,929 a 49,300,823 kg	1,284,915 a 52,364,923 kg	9,334,357	165,419	82,704	82,715	73	82,631	165,346		
	家 畜	死 亡 廃 用 共 済	搾 乳 牛	6,832 頭	7,466 頭	1,702,196	100,464	50,232	50,232	17	50,215	100,447	
育 成 乳 牛			4,038 頭	4,984 頭	700,295	8,367	4,183	4,184	7	4,176	8,360		
繁 殖 用 雌 牛			4,770 頭	4,686 頭	1,338,916	11,084	5,541	5,543	13	5,528	11,071		
育 成・肥 育 牛			37,762 頭	37,294 頭	14,809,941	77,131	38,565	38,566	148	38,417	76,983		
育 成・肥 育 馬			0 頭	0 頭	0	0	0	0	0	0	0		
疾 病 傷 害 共 済		種 豚	3,906 頭	3,893 頭	196,986	12,539	5,016	7,523	2	5,014	12,537		
		肉 豚	21,926 頭	25,239 頭	240,034	45,263	18,105	27,158	2	18,103	45,261		
		肉 用 牛 種 雄 牛	2 頭	2 頭	230	13	6	7	1	5	12		
		計	79,236 頭	83,564 頭	18,988,598	254,861	121,648	133,213	190	121,458	254,671		
		乳 用 牛	8,101 頭	7,507 頭	313,541	110,338	55,169	55,169	3	55,166	110,335		
疾 病 傷 害 共 済	肉 用 牛	14,701 頭	15,267 頭	408,322	65,768	32,884	32,884	4	32,880	65,764			
	一 般 馬	0 頭	0 頭	0	0	0	0	0	0	0			
	種 豚	2,127 頭	2,105 頭	15,100	14,163	5,665	8,498	1	5,664	14,162			
	肉 用 牛 種 雄 牛	2 頭	2 頭	80	7	3	4	1	2	6			
	計	24,931 頭	24,881 頭	737,043	190,276	93,721	96,555	9	93,712	190,267			

共済目的等		項目	引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料 D	交付金又は 納入保険料 E=B-D	手持共済掛金	備 考			
			本年度予定	前年度実績		総 額 A	国庫負担金 B	農家負担金 C							
果	収	うんしゅう みかん	半 相 殺	a	a	千円 2,193	千円 2,253	千円 28,058	千円 518	千円 259	千円 259	千円 97	千円 162	千円 421	
			全相殺減収			100	0	1,715	38	19	19	9	10	29	
			災 害 収 入	a	a	3,000	2,924	63,670	1,140	570	570	224	346	916	
	穫	なみかん	半 相 殺	a	a	156	139	1,509	18	9	9	6	3	12	
		指 定 かんきつ	半 相 殺	a	a	1,236	1,287	23,127	431	215	216	43	172	388	
			全相殺減収			120	0	1,743	36	18	18	5	13	31	
	災 害 収 入		a	a	3,200	3,137	88,985	1,639	819	820	152	667	1,487		
	共 済	りんご	半 相 殺	a	a	410	377	15,844	823	411	412	540	△ 129	283	
		ぶどう	半 相 殺	a	a	1,220	1,154	137,272	830	415	415	104	311	726	
			災 害 収 入	a	a	515	515	80,651	731	365	366	141	224	590	
		なし	半 相 殺	a	a	358	349	15,658	685	342	343	454	△ 112	231	
		計			a	a	12,508	12,135	458,232	6,889	3,442	3,447	1,775	1,667	5,114
		樹 体 共 済	うんしゅう みかん		a	a	69	68	7,931	34	17	17	1	16	33
			なみかん		a	a	20	0	1,260	2	1	1	0	1	2
指 定 かんきつ			a	a	47	47	16,528	23	11	12	1	10	22		
りんご			a	a	30	0	1,000	2	1	1	0	1	2		
ぶ だ う			a	a	14	9	6,822	51	25	26	3	22	48		
な し			a	a	20	0	800	5	2	3	0	2	5		
計				a	a	200	124	34,341	117	57	60	5	52	112	

共済目的等		項目		引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料 D	交付金又は 納入保険料 E=B-D	手持共済掛金	備 考
		本年度予定	前年度実績	総 額 A	国庫負担金 B		農家負担金 C						
畑 作 物	大 豆	半 相 殺	3,274 <sup>a</sup>	3,591 <sup>a</sup>	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
			23,622 <sup>kg</sup>	25,910 <sup>kg</sup>	3,316	351	193	158	203	△ 10	148		
		全 相 殺	1,684 <sup>a</sup>	1,365 <sup>a</sup>									
	16,054 <sup>kg</sup>		13,013 <sup>kg</sup>	1,985	80	44	36	41	3	39			
	地 域 インデックス	0 <sup>a</sup>	0 <sup>a</sup>										
		0 <sup>kg</sup>	0 <sup>kg</sup>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	4,958 <sup>a</sup>	4,956 <sup>a</sup>										
		39,676 <sup>kg</sup>	38,923 <sup>kg</sup>	5,301	431	237	194	244	△ 7	187			
園 芸 施 設	ガラス室	I 類	棟	棟									
		1	1	1,631	2	1	1	0	1	2			
		II 類	棟	棟									
	20	20	76,909	67	25	42	7	18	60				
	ブ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス	I 類	棟	棟									
		0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		II 類	棟	棟									
	4,614	4,511	3,782,236	28,210	12,590	15,620	6,700	5,890	21,510				
		III 類	棟	棟									
	91	84	681,554	1,379	630	749	145	485	1,234				
IV 類	甲	棟	棟										
	134	108	621,726	2,236	984	1,252	388	596	1,848				
	乙	棟	棟										
40	37	424,900	155	58	97	10	48	145					
	V 類	棟	棟										
49	49	392,185	331	138	193	70	68	261					
	VI 類	棟	棟										
239	209	82,983	1,632	799	833	387	412	1,245					
	VII 類	棟	棟										
2	2	912	48	20	28	10	10	38					
	計	棟	棟										
		5,190	5,021	6,065,036	34,060	15,245	18,815	7,717	7,528	26,343			
合 計				35,622,908	652,053	317,054	334,999	10,013	307,041	642,040			



(2) 任意共済事業の規模

共済目的 項目		引 受		共 済 金 額	共 済 掛 金 、 賦 課 金			保 險 料 B	保 險 手 数 料 C	手持共済掛金 D= A-(B-C)	備 考
		本年度予定	前年度実績		総 額	共済掛金 A	事務費賦課金				
建 物	総合	16,820 棟	16,735 棟	千円 122,390,500	千円 361,347	千円 250,342	千円 111,005	千円 157,777	千円 36,336	千円 128,901	
	火災	74,880 棟	74,718 棟	934,649,500	719,344	395,773	323,571	215,409	87,176	267,540	
	計	91,700 棟	91,453 棟	1,057,040,000	1,080,691	646,115	434,576	373,186	123,512	396,441	
農 機 具	総合	8,646 台	8,584 台	20,638,500	96,020	64,703	31,317				
	火災	834 台	814 台	971,500	1,762	1,164	598				
	更新	0 台	1 台	0	0	0	0				
	計	9,480 台	9,399 台	21,610,000	97,782	65,867	31,915			65,867	
合 計				1,078,650,000	1,178,473	711,982	466,491	373,186	123,512	462,308	
保 險 割 合		火災共済、総合共済の地震以外 30% 総合共済の地震部分 50%				保 險 手 数 料 率		総 合		23.03%	
								火 災		40.47%	

### 3 引受計画と実施方策

#### (1) 農作物共済

- ① 地域農業再生協議会と連携を図りながら水稻共済加入申込書兼変更届出書と水稻生産実施計画書等の一体化処理を行うとともに、関係団体等と緊密に情報共有することで、作付け状況を正確に把握して適正な引受けを行う。
- ② 令和5年度の未加入者及び令和6年度の加入申込書未提出者に対し、戸別訪問等により無保険者とならないよう積極的な加入推進を行う。
- ③ 青色申告者には収入保険を優先的に推進するとともに、全量をJA等に出荷している組合員について、品質方式等資格者には、品質低下による損失も補填できる品質方式等の周知と普及に努め、全相殺方式資格者には、乾燥調製受託者データにより収穫量を把握する施設計量全相殺方式を推進する。また、乾燥調製を自身で行っている組合員には、確定申告関係書類により収穫量が確認できる場合は、帳簿全相殺方式を推進する。
- ④ 令和6年産で半相殺方式に加入された組合員には、全相殺方式及び品質方式等の制度内容について、あらためて周知を行うとともに、引き続き、乾燥調製作業を委託している組合員の委託先把握や、帳簿全相殺方式に必要な帳簿の整備を促し、全相殺方式及び品質方式等への移行を推進する。
- ⑤ 全相殺方式及び品質方式等での加入が円滑に進むように、JA等乾燥調製委託先との関係を密接にするなど、全相殺方式等の引受体制整備を行う。
- ⑥ 共済委員会議や広報紙を通じて共済掛金等の払込期限内納入を周知徹底するとともに、口座振替納入への移行を推進する。また、口座振替不能者には、迅速に対応し共済掛金等の期限内徴収に努める。
- ⑦ 農業保険の共通申請サービスを活用したオンライン申請の周知及び普及に努める。

#### (2) 家畜共済

- ① 共済種類、事故除外方式、子牛等選択有無など家畜共済のメニュー及び共済金の支払実績を提示・説明し、農家の経営形態に即した加入推進を行う。
- ② 家畜共済掛金の分納回数を現行の3回に加え、6回の選択を可能とし、農家の負担の軽減に努める。
- ③ 引受時に農家から申告があった家畜の飼養状況や飼養計画について、牛個体識別情報、家畜共済事故実績等により正確に検証確認し、家畜種類・用途・品種・月齢別に設定した家畜の評価基準を適用し、適正な引受けを行う。

- ④ 県、市町の関係機関及びJ A、畜産協会、養豚協会等の関係団体との連携を強化し、加入資格を有する新たな農業者の把握に努めるとともに、未加入者に対しては、戸別訪問等を通じた制度の周知と理解を図るとともに、農家ニーズに即した提案型推進を行う。
- ⑤ 農業保険の共通申請サービスを活用したオンライン申請の周知及び普及に努める。

#### 【家畜診療所の運営】

- ① 畜産関係団体、地域の家畜診療所運営協議会及び関係獣医師等との連携を図り、畜産農家の経営の安定と畜産振興に貢献する。
- ② 獣医師職員の確保が大きな課題となっているため、NOSA I 協会、中央畜産会及び獣医系大学等関係団体と連携し、獣医学生の臨床実習を積極的に受け入れる。また、大学訪問に加えリモート開催等様々な形で行われる就職説明会に出席するなどのリクルート活動を行い、新規獣医師の確保に努める。
- ③ 喫緊の人員不足に対応するため、再雇用終了職員等との業務委託契約を結び、安定的な獣医療が提供できる人員を確保する。
- ④ 家畜診療所の健全な運営を維持するため、診療業務の効率化を図り、経費の節減に努めるとともに、診療収入等の期限内徴収に努める。
- ⑤ 高度な獣医療が提供できるように、医療機器の更新を計画的に行い、診療体制の維持強化に努める。また、高度な家畜診療技術の習得のため、全国で開催される家畜診療技術研修会等へ積極的に参加する。
- ⑥ デジタル技術を活用し、画像等を利用した遠隔診療及び診療技術の共有などにより新たな診療機会の提供体制の整備を行う。

#### (3) 果樹共済

- ① 市町、J A及び生産者団体等を構成員とする果樹共済事業推進協議会を開催し、制度の普及啓発と事業推進への協力を求めるとともに、各地区の生産組合及びJ A主催の会議等に積極的に参加し、引受拡大を図る。
- ② 関係機関、J A及び生産者団体等の協力を得て有資格農家の栽培面積を調査し、未加入者の資源及び栽培実態の把握に努めるとともに、有資格農家への制度内容の周知と加入の意思確認を行い、引受拡大を図る。
- ③ 青色申告者には収入保険への加入を優先的に推進する。青色申告者以外について、災害収入共済方式資格者には、品質低下による損失も補填できる災害収入共済方式の普及に努める。また、確定申告関係書類により収穫量を確

認し引受けする帳簿全相殺方式について、引き続き制度内容の周知を行うとともに、令和5年度に実施した加入に係る意向調査結果に基づき、全相殺方式等の普及を図る。

- ④ 有資格農業者及び収入保険へ移行した組合員等に対し、樹体共済の制度内容を周知し、加入推進を図る。
- ⑤ 栽培面積、植栽本数等の栽培実態を把握するため、GPS(衛星利用システム)を活用し、園地台帳の整備を効率的に行い加入推進に努める。
- ⑥ 農業保険の共通申請サービスを活用したオンライン申請の周知及び普及に努める。

#### (4) 畑作物共済

- ① 関係機関、JAと連携を図り、水稻共済加入申込書兼変更届出書等の関係書類を基に有資格農家の把握に努める。
- ② 生産販売農家及び集落営農法人等の有資格者に対し、戸別訪問等による制度の周知と加入の意思確認を行い、引受拡大を図る。
- ③ 青色申告者には収入保険を優先的に推進し、全量をJA等に出荷している組合員には施設計量全相殺方式を、全量を出荷していない組合員で確定申告関係書類により収穫量が確認できる場合は帳簿全相殺方式を推進する。
- ④ 加入申込書に記載されている全耕地の現地確認を行い、栽培の実態を把握し、適正な引受けに努める。
- ⑤ 農業保険の共通申請サービスを活用したオンライン申請の周知及び普及に努める。

#### (5) 園芸施設共済

- ① 関係機関、JA等の協力を得て新規就農者と新設棟に係る情報を把握するとともに、各地区で開催される生産組合等の会議に積極的に参加し、制度内容の周知を図り、新規引受けに取り組む。
- ② 引受台帳の整備及び更新を継続的に行うとともに、未加入者への戸別推進については、推進地域や対象者及び適切な推進時期を重点的に設定し、未加入者個々の詳細な未加入理由を把握し分析することで、農家ニーズ及び実情に合わせた効果的な加入推進を行う。
- ③ 短期被覆の水稻育苗ハウスについて、被覆前に有資格農家へ重点的に加入推進を行う。
- ④ リスク啓発のチラシを配布し、多発する自然災害等に対するリスク回避の

啓発を促すことで、引受拡大に努める。

- ⑤ 農業保険の共通申請サービスを活用したオンライン申請の周知及び普及に努める。

#### (6) 任意共済

- ① 解約理由の分析や口座残高不足による継続落ちの防止など未継続者への補完推進を行い、加入母数の維持を図る。
- ② 多発する自然災害に備えるため、建物総合共済の加入推進を図るとともに、小損害実損填補特約や臨時費用担保特約の付帯を推進し、共済事故に対する補償の充実を図る。
- ③ 自動継続特約を推進して、複数年継続加入率の向上を図ることにより、引受共済金額の確保及び加入者の継続加入手続きの軽減を行う。
- ④ 農機具について、補償の充実を図るため、新規購入の場合は新調達価額で加入するよう推進を行う。また、中古購入農機具についても積極的に加入推進を行い、補償の充実を図る。
- ⑤ 収入保険ではカバーできない農機具事故への補償など、収入保険加入者へ農機具共済の周知を図り、加入推進を行う。
- ⑥ 加入推進時に、支払いの対象となる事故、並びに加入者の告知義務等の制度の仕組みや内容について、加入者へ丁寧でわかりやすい説明を行う。

### 4 損害評価の適正化の方策

#### (1) 農作物共済

- ① 見回り調査を実施し、関係機関、JA等の関係団体と連携を図りながら被害発生状況の早期把握に努め、適期に漏れなく被害申告が行われるよう、組合員への周知徹底を図るとともに、適正な評価体制を整え、適期の損害評価を実施する。
- ② 損害評価員等を対象に損害評価現地研修会を開催し、評価方法及び評価眼の統一を図り、適正公平な損害評価の実施に努める。また、共済事故以外の原因による減収等については、分割評価基準の的確な適用を徹底する。
- ③ JA等からの出荷資料や、確定申告関係書類の早期の取得に努め、全相殺方式等に係る適正かつ円滑な損害評価事務を行う。
- ④ 高温障害による登熟不良等被害の発生見込みを早期に把握するため、生産者、関係機関、JA等との情報共有に努め、かつ収穫前判定システムの適切

な運用を行い、危険情報が出た場合は、関係機関、関係団体と連携して早期に組合員へ周知する。

## (2) 家畜共済

- ① 事故家畜の個体情報及び適用する共済関係等が効率的に確認できるよう、牛個体識別情報の定期的な取得・更新を行う。
- ② 死亡廃用共済については、事故発生時に支所等と家畜診療所の連携による効率的な事故確認に努め、廃用事故認定基準細則及び免責基準を遵守した適正な損害評価を行う。
- ③ 疾病傷害共済については、病傷事故給付基準等に基づき、形式審査、内容審査を適正に行う。内容審査は家畜診療所獣医師職員から審査員を選任し、給付基準等を統一的に適用し集合審査・巡回審査・分散審査を行う。
- ④ 画像による死亡事故確認を計画的に推進し、農家の利便性を高め、合わせて損害認定の効率化を図る。

## (3) 果樹共済

- ① 被害発生的都度速やかに見回り調査を行い、関係機関等と連携し被害状況の早期把握に努め、適期に漏れなく被害申告が行われるよう、組合員への周知徹底を図り、適期の損害評価を実施する。
- ② 台風等の大災害の発生に備えるため損害評価体制を整備し、組合員からの被害申告に基づき、迅速かつ適正な損害評価に努める。
- ③ 損害評価現地研修会を開催し、評価眼の統一を図り評価技術の向上に努める。

## (4) 畑作物共済

- ① 定期的な見回り調査に加え、被害発生的都度速やかに見回り調査を実施することにより、生育状況及び被害状況を早期に把握し、適期に漏れなく被害申告が行われるよう組合員への周知徹底を図る。
- ② 損害評価員等を対象に損害評価現地研修会を開催し、評価方法、評価眼の統一を図り、適正公平な損害評価の実施に努める。また、共済事故以外の原因による減収等については、分割評価基準の的確な適用を徹底する。
- ③ J A等からの出荷資料や、確定申告関係書類の早期の取得に努め、全相殺方式に係る適正かつ円滑な損害評価事務を行う。

## (5) 園芸施設共済

- ① 事故発生通知及び異動通知が加入者から遅滞なく行われるよう、農家訪問

時及び組合広報紙を活用し周知する。

- ② 共済事故発生時に、迅速かつ適正な現地損害評価が行える体制を整えておくとともに、被害が広範囲に発生した場合は、関係団体と連携を図り、被害状況を迅速、的確に把握し、共済金の早期支払いに努める。
- ③ 損害評価現地研修会を開催し、評価技術の向上及び損害評価事務の適正化を図る。
- ④ 新たに導入された特定園芸施設等の画像による損害評価について、組合員への周知及び普及に努める。

#### (6) 任意共済

- ① 罹災時の事故発生通知が、加入者から速やかに行われるよう、共済委員会議及び加入証券送付時に周知を行うとともに、落雷・積雪のシーズンや農繁期前には組合広報紙等を活用し周知を図る。
- ② 職員の損害評価技術の向上のため、損害評価研修会、事務講習会を開催して知識の習得、向上を図り、加入者への説明力を高める。また、地震等の大規模自然災害に備えて開催される中国地区地震災害損害評価研修会及び損害評価技術研修会等に参加して、一層の知識・技術向上を図る。
- ③ 反社会的勢力との一切の関係を排除するとともに、原因不明、不審火などモラルリスクに関わる可能性のあるものに適切に対応するため、関係機関、団体と連携を強化し、適正な共済金の支払いに努める。

### 5 損害防止事業の実施計画

- (1) 鳥獣被害対策として、情報の提供を行うとともに侵入防止資材「防護ネット（使用済のり網）」を斡旋する。
- (2) 果樹共済加入者を対象に、病虫害対策として防除薬剤費の一部助成を行う。
- (3) 野生鳥獣被害対策協議会等へ参画し、市町等関係機関と情報共有を図り、一体となって鳥獣被害対策に努める。また、鳥獣被害対策アドバイザースキルアップ研修会等に参加し、習得した知識を農家訪問時や損害評価員会議等で広めるとともに、組合員へ適切なアドバイス等ができるような体制づくりに取り組み、農家自身による獣害対策の効果向上の支援に努める。
- (4) 家畜共済特定損害防止事業を効果的に実施し、事故の未然防止を図る。
- (5) 家畜共済一般損害防止事業として家畜共済事故低減指導事業及び家畜共済疾病予防事業を行い、農家の損害の低減を図る。

## 6 農業経営収入保険の推進

- (1) 加入者には、自動継続特約や農業保険の共通申請サービスを活用したオンライン申請の利点（付加保険料負担軽減等）を説明して加入維持に努める。
- (2) 関係機関等からの農業者情報や地域性を踏まえて、対象者を明確化し推進体制を再構築するとともに、認定農業者など優先順位の高い農業者へ加入推進を図る。

また、本来加入が必要とされる農業者のリスク回避の観点から、未加入農業者の詳細な理由の把握や分析を行い、その理由に応じた具体的な提案を行うなど、個別訪問の強化や積極的な加入推進に努める。
- (3) 生産部会や営農集団の構成員等に対して、農業保険の共通申請サービスを活用したオンライン申請による手続きや加入申請が円滑に進むよう、収入保険に対応した税申告関係書類の記帳方法等のサポートを行う。
- (4) 広島県農業保険推進協議会の構成団体が主催する会議等に参加して、収入保険制度を説明し加入拡大に努める。
- (5) 農業簿記の専門的知識を習得して、税申告書類の確認や仕訳方法の助言などに活用し、加入申請時の事務手続きが円滑に進むよう農業者支援に努める。

## 7 執行体制の整備

### (1) 事務執行体制の整備方法

#### ① 理事会の開催

理事会運営規則に基づき毎四半期各1回、また必要に応じて随時開催し、組合運営上の主要事項及び事業の実施方策等を審議決定する。

また、理事会委員会運営規則に基づき、組合の業務及び事業に関する特定の案件について検討するため、総務委員会及び事業委員会を必要に応じて開催する。

#### ② 監事会の開催

監事会は監査の方針、監査計画等を協議するため、原則として年2回、その他必要に応じて開催する。また、監事監査規則に基づき、財産の状況及び業務執行状況を監査することにより、組合運営の健全化を図る。

#### ③ 内部管理態勢の整備

監事による中間監査及び決算監査の定時監査と、必要に応じた臨時監査の実施に加え、内部監査規程に基づく全部署を対象とする年2回の定期監査及



び必要に応じた臨時監査を実施する。

④ コンプライアンス態勢の整備

コンプライアンス・プログラムの確実な実施により、内部管理態勢の充実・強化を図る。また、虚偽の引受けの防止及び金融犯罪から組合員の財産を保護する観点から、共済掛金等の納入方法は口座振替を基本とした現金以外の方法とし、現金による方法からの移行を進めるとともに、適切な共済掛金等の徴収事務に努める。

(2) 共済委員等の設置及び職務

- ① 集落ごとに共済委員を委嘱し、組合員と組合の連絡業務及び事業推進等の協力を依頼する。
- ② 共済委員の推薦により、NOSA I 部長を選出し、支所又は地域ごとにNOSA I 部長会を設置する。NOSA I 部長会は、組合運営の協力機関として、共済委員と組合の接点強化を図り、制度の普及、補償の充実に努める。

(3) 職制及び職員の配置計画

参事統轄のもと、農家組合員のニーズに応えるとともに事業計画達成のため、職員の適正配置により円滑な事業運営に努める。

機構体制として次表のとおり、本所は、監査室、総務部、事業部、家畜部の1室3部6課、支所等については4支所2出張所1連絡所、家畜臨床研修所並びに5家畜診療所とする。

本 所	人数	支所等	人数	家畜診療所等	人数
参事	1 人	北広島支所	19 人	家畜臨床研修所	2 人
監査室	3 人	廿日市出張所	12 人	東広島家畜診療所	3 人
総務部長	1 人	東広島支所	19 人	北広島家畜診療所	7 人
総務課	7 人	江田島連絡所	2 人	府中家畜診療所	8 人
企画情報課	6 人	福山支所	17 人	庄原家畜診療所	6 人
事業部長	1 人	府中出張所	7 人	三次家畜診療所	3 人
収穫園芸課	5 人	三次支所	19 人		
建物農機具課	4 人				
収入保険課	3 人				
家畜部長	1 人				
家畜課	5 人				
計	37 人	計	95 人	計	29 人

#### (4) 「未来へつなぐ」サポート運動の推進

運動目標の“安心をすべての農家に届けよう”を遂行するため、農業経営の基幹的なセーフティネットとしての農業保険を農業の生産現場により深く浸透させ、すべての農業者に提供する取組みを積極的に展開する。

#### (5) 役職員研修等の実施

役職員の資質向上及びコンプライアンスを重視した各種研修会を開催する。また、各種講習会等を開催し関係法令等の専門的知識の習得と倫理意識の高揚に努める。

さらに、NOSA I協会や農林水産省等が主催する研修会等へ職員を計画的に参加させ、人材育成の強化を図る。

### 8 広報関係

(1) 組合広報紙を年4回発行し、組合情報や事業内容等の情報提供を行い、農業保険制度の普及・定着に努める。ホームページやSNS（交流サイト）を活用し、組合からの情報を分かりやすくタイムリーに発信するとともに、適切な情報開示と説明責任を果たす。また、組合や農業保険制度に対する意見・要望を聴くため、組合広報紙とホームページの広聴機能の充実を図る。

(2) 役職員が、農業共済新聞を発行する意義や果たす役割の認識を共有し、大型農家、農業法人、収入保険加入農業者等への訪問機会に購読奨励を行う。基礎組織の未購読者に対しては、面談・訪問・共済委員会議等、あらゆる機会を捉えて、農業共済新聞の購読を奨励し、普及拡大に努める。

(3) 広報委員会議を定期的で開催し、制度内容等を効果的にPRするための広報推進体制の強化を図る。

### 9 事務機械化関係

(1) セキュリティポリシーに基づき、NOSA Iが取扱う情報やこれらを管理する情報機器等の情報資産に対する安全対策の強化と適正な安全管理に努める。

(2) 情報セキュリティの重要性について、研修会等を通じ、職員の共通認識の徹底を図る。

(3) 農業共済制度の改正に伴うシステム改修に対応するとともに、システムの安定稼働に努める。

(4) 補助システムを充実し、画一的な事務処理による適正化・効率化を図る。

- (5) グループウェアを有効活用し、各部署及び支所間の情報共有と管理業務の効率化・合理化を図る。
- (6) 収入保険制度と農業共済制度の加入者情報を連携させ、効率的な組合員等情報の管理を行う。
- (7) 農業保険の共通申請サービス、家畜の画像等を利用した遠隔診療や特定園芸施設等の画像による損害評価など新しいサービスに対応した環境の整備を行うとともに、農業共済システムのWeb化に向けた環境の準備やデータ移行のための整理を行う。

## 10 損害防止事業実施要領

- (1) 家畜共済事故低減指導事業実施要領
- (2) 家畜共済疾病予防事業実施要領
- (3) 果樹共済損害防止事業助成金交付要領

## 11 事業奨励要領

- (1) 任意共済事業推進奨励金交付要領

## 12 予算統制の方策

事業計画に則った事業の完全実施及び余裕金運用の基本方針に基づき、余裕金の安全かつ確実な運用により収入の確保に努める。また、予算執行にあたっては、定期的に予算執行状況の検証を行い、業務運営のより一層の合理化・効率化を図り、徹底した業務経費の抑制に努め、支出計画に基づき適正に執行する。